

22

発行| 陪審裁判を考える会

RESEARCH GROUP ON JURY TRIAL 2018年10月

追想の中の伊佐千尋さん

新 倉 修 弁護士・青山学院大学名誉教授

例えていえば真剣を振りかざし、こちら る思いを何度も経験した。そういうとき 側から外側に放射され、熱気がほとばし を持っていた。平和な邦・ウチナー出身 の喉元を狙って切っ先を正確に突き出 のように真っ赤な顔をしており、酒を含 の伊佐さんは、 言い換えてもいいが、それほど熱意が内 1 伊佐さんと陪審裁判を考える会 伊佐さんは情熱の人であった。熱情と しかも寸止めで抑えるという名人技 英語を交えながら、真剣に抗議し ほとんど例外なく、赤鬼

の出会い (The very first contact) であっ これが私の追想の中での伊佐さんの最初 などという酔狂は、 り、そのような「馬の骨」に声をかける あった私を認識していなかったはずであ 佐さんは、 するようになったのは、『逆転』の作者 という仕儀になる。 からの勧誘ではなかった。おそらく、伊 私が、「陪審裁判を考える会」に参加 國學院大学法学部の助教授で 演じるはずもない。

をたぐると、 2 『陪審裁判』 陪審裁判を考える会とパリ留学 陪審裁判を考える会は、 1982年4月2日に日本 創刊号(1982年12月) 会報である

迫る迫力を感じた。寸止めの後はきまつ

破顔一笑、

額の八の字が解けて、軽

を受けた経験から言えば、それほど鬼気 ので、この譬えは適切ではないが、抗議 の伊佐さんが刃物を振り回すはずはない

> 教育会館で開かれた第一回の会合が嚆矢 であった。

いジョークを交えて、

酒が取り出される

ブーロック教授に連絡し、その仲立ちで 身でパリに到着し、旅装を解く間もなく 留学の途についたところであり、丁度単 会いする機会はなかった。 カナダの大学で集中講義をされていてお ときジョルジュ・ルヴァスゥール教授は る手筈を整えていたときであった。その ジョルジュ・ステファニ教授にお会いす パリ第一大学に転身されたベルナール・ 4月1日付で大学からの派遣でフランス その頃、私は慌ただしい準備のままに、

フランス刑事法研究の格好な指南役で なダローズ社の教科書シリーズで『刑法 実を言えば、この三名の教授は、著名 『刑事訴訟法』を共著で刊行され

> ころ、ブーロック教授から翻訳の許可と 的な教科書を翻訳するにしくはないとい 刑法研究に従事することになったが、そ に進められている時期であった。 死刑廃止*1とともに、大幅な改革が大胆 ランスの刑事法制も、 統領の誕生と与党フランス社会党の国民 て、 許にある原著の段落番号を手がかりにし ともに改訂中の原稿が送られてきて、 社を通じて著者に翻訳の許可を求めたと をすることになった。その関係で、出 が結成され、そのお世話係のような仕事 学教授の発案で、にわかに翻訳グループ 法の全体像を正確に紹介するには、 のご縁で國學院大学法学部に専任講師と 教授の指導の下で、 議会選挙での圧倒的な勝利を受けて、 う俊雄教授の次兄である沢登佳人新潟大 して定職を得て、同時に、フランス刑事 あった。 1981年のフランソワ・ミテラン大 翻訳を進めたという状況であった。 私は、 1978年から澤登俊雄 本格的に、 1981年10月の フランス 手 フ

(次頁に続く)

る会1986年合宿 3 フランス「陪審」と陪審裁判を考え

裁判を考える会は、 紹介する実績をあげていた。 ともにフランスの「陪審」裁判を正確に 着実に積み重ねており、澤登俊雄教授も 面的な援助を得て、 人教授も(1984年8月3日の合宿)、 (1983年11月4日の研究会)、 私の留学は2年に及び、 倉田哲治弁護士の全 定期的な研究会を その間、 沢登佳 陪審

動に従事していた関係で、小松進さんと 学者協会法律部会関東甲信越支部の「民 部におられた早稲田大学の先輩・吉井蒼 進さんの紹介ではなかったかと記憶し える会に入会することになった。 いう東北学院大学出身の編集者と親しく 科法律学校」という市民向けの講演会活 生夫さんのお誘いを受けて、民主主義科 が、簡単に言えば、 ている。これにもいろいろな経緯がある 入会したのは、 とはいえ、私が陪審裁判を考える会に 小松さんの勧めで、 たぶん日本評論社の小松 神奈川大学短期大学 陪審裁判を考

教授の勧めで、 集中講義で来られた稲本洋之助東京大学 松さん自身も、 発行に携わっていた。余談になるが、小 判を考える会の機関誌 小松さんは、 ボランティアで、 たまたま東北学院大学に 日本評論社に就職するこ 「陪審裁判」*2の 陪審裁

> 縁を感じさせられる とになったそうであるから、 不思議な因

私自身、 物であった。 りあげた*3。 年8月2日に夏合宿が山中湖で開かれ、 に美酒であり、 るでなじみのない樽詰めワインは、 メリカでは普通のサイズでも日本ではま たが、大きな紙パックでガロンというア たカリフォルニア・ワインが振る舞われ ゴルフコンペに至るまで、すべて伊佐さ 会の酒の用意まで、あるいは合宿前後の スピーチはもとより、 同執筆したクセジュ文庫の わけではなく、 の実態は必ずしも詳しく紹介されている な教科書の『刑事訴訟法』でも陪審裁判 てもらった。 んが仕切っていたようであった。輸入し 「フランスの陪審員」という報告をさせ 陪審裁判には、もちろん、 陪審裁判を考える会の1985 この合宿は、オープニング・ フランスの刑事法の標準的 報告では陪審経験者が共 伊佐さんの心づくしの賜 宿の手配から懇親 『陪審』を取 関心はあり、 確か

IJ とった「下田事件」をあげて、 ルの取り込み詐欺で有罪となった被告人 巻頭に収録されている*4ようだが、 よる証拠評価のあやうさと京都でのアメ が奔走して証拠を集め、再審無罪を勝ち 、カの模擬陪審における証拠評価の厳密 伊佐さんの熱弁は、 『陪審裁判』 4号 裁判官に ビー

> さんの議論でも明らかであった。 内容である。 さとを比べて、 入論の起爆剤となっていることは、 確かに、 現状の打破を呼びかける 誤判防止が陪審導 伊佐

フランス陪審と日本人

とが一体として進められたのであり、こ ランス革命の産物である近代刑事法制 を張っていた*5。 のことを積極的に評価すべしという論陣 と治罪法典での陪審裁判と自由心証主義 は、 4 沢登佳人教授は、先見の明があり、 刑法典での「罪刑法定主義」の貫徹 フ

度上の前提となる予審判事制度もあわせ 当時では、 ランスでは、12人の陪審員が有罪・無罪 う状況であった。それに、江藤价泰教授 て、廃止論が根強く唱えられているとい ており、 行うという陪審・参審の混合方式となっ 官が合議して、 人数に変遷があるものの、 の評決をする制度は、すでになくなり、 いて評価する点があるのかとなると、フ リスの陪審裁判制度に伍して、現状にお の陪審裁判が、はたしてアメリカやイギ やや悲観的であった。つまり、フランス (都立大学)の紹介で、 大筋ではその通りであるのだが、 そのような陪審制度とその制 12人の陪審と3名の職業裁判 犯罪事実の認定と量刑を 現職のフランス 研究していた 私は

> 官は、 問を受けた際に、「フランス人は、 うにも思われる。 の鋭利な観察力に納得せざるを得ないよ 状況を見ると、フランスの法律職の高官 具として流通したりしている日本の文化 いかないが、「長いものには巻かれろ」「泣 について、 較論が、 と断言したことがあった。このような比 フランス型の「陪審」は勧められない」 ないが、日本人は権威や権力に弱いから、 でも専門家と対等に議論することに臆し 身であるが、日本の事情にも通じており、 の裁判官を招く企画があったときに、 く子と地頭には勝てぬ」など、空気を読 は日本に取り入れた方がよいかという質 フランス型の裁判官と協議する 日されたピエール・リオン = カーン裁判 んだり、 法律家や法学者を輩出する名門出 果たしてどこまで妥当するのか 忖度が使い勝手の良い支配の道 にわかに結論を出すわけには 素人 来

5 伊佐さんを思い出しつつ

ものがあったので、 たと思われる。その中の一冊に気になる まつわる逸話も多く、人脈も豊かであっ 愛は尋常ではなかったようだ。ゴルフに まったく不調法だが、 物にいくつか著作物をいただいた。私は 伊佐さんを偲ぶ会が開かれて、 紹介したい。 伊佐さんのゴルフ 引き出

これは、伊佐さんが自ら編集して翻訳 手 Great Golf Quotes』(ゴルフタイジェ 手 Great Golf Quotes』(ゴルフダイジェ スト社 2014年)という洒落た装丁の 小型本である。プロゴルファーの巨人の 片言隻句を集めるだけでも相当な「投資」 が必要だと思われるが、英語の原文と並 っ構成も、伊佐さんの美的センスの良さ を物語っている。そういえば、夏の合宿 でも趣味の良いゴフルウェアを着ていた ことを思い出す。

紹介したいのは、次の言葉である。「職業的運動選手の生活は最盛時でも不安定なもの。勝てば肩に乗せてクラブ・ハウスへ運んでくれるが、負ければキャディスへ運んでくれるが、負ければキャディ・フィを暗がりで支払う。」という Gene Sarazen (1902-1999) の引用の後で、メモが付いている。それには、「『梯子』が一番いいスポンサーだなどと言うプロもいるけど、印税より取材費のほうが大きいるけど、印税より取材費のほうが大きる職業だと思う。」という本音ともとれる、「ぼやき」が記されている。

るのだと思う。私たちは、この苦い味わき」ではない「苦渋」として残されていことができなかったことの方が、「ぼやさんにとって、陪審という本懐を遂げる

をしっかと受け取らなければならない。で営々と築かれてきた証拠の黄金律を実で営々と築かれてきた証拠の黄金律を実践するのは、自覚した陪審においてほか践するのは、自覚した陪審においてほかいが本当の意味での国民の意思が裁判の

がある。 がある。 がある。 がある。

'新倉修「フランスは死刑を廃止した」

原勇弁護士、庭山英雄教授、 護士、利谷信義教授、伊佐千尋さん、関 *2 「陪審裁判」創刊号には、 裁判』3号 から人権を守る砦としての陪審」『陪審 *5 沢登佳人 裁判』 4号 *4 伊佐千尋 *3 新倉修「フランスにおける陪審制度 京新聞記者らが論考を寄せている。 ―,86年合宿特集号に寄せて」『陪審 『陪審裁判』4号(1986年)8頁。 「冤罪を根絶する妙薬、 「木も見ず、森も見えない (1985年) 1頁~2頁。 (1986年) 1頁。 飯室勝彦東 倉田哲治弁

(5頁から)。

すし、 民の自由と権利を守る制度になっていな は「市民のための司法改革」であると チでしかないのが現状です。裁判員制度 ち会うことはほとんど保障されていませ 通権の実現はまだまだ不十分なもので 現状ではいまだに代用監獄は廃止されて うのが実情だろうと思います。しかし、 制度が改善されるのならばと考えて、裁 のメンバーのなかでも、少しでも、 であり、 言いながら、「裁判所に都合の良い制度」 と「基本的人権」の保障は絵の描いたモ も実現されていません。弁護士の接見交 いませんし、取り調べの全面的な可視化 判員制度に賛成してるいる人が多いとい れていました。「陪審裁判を考える会」 ん。憲法の三大原則である、「国民主権 伊佐さんは裁判員制度にずっと反対さ もちろん、取り調べに弁護士が立 市民のためになっていない、市 伊佐さんの怒りの声が聞こえて

合掌。 ご冥福をお祈りいたします。

伊佐さんの遺志を受け継いでいこう

根 本 行 雄

させていただくようになったのは、93年 ポジウムに参加した時でしたが、親しく 演と、「司法を市民の手に」というシン 熱海での「合宿」に参加してからです。 が主催する、『十二人の怒れる男』の公 986年2月、「陪審裁判を考える会 佐千尋さんとお会いした最初は

時としても、中高年の男性の半ズボン姿 育ちの私を驚かせるものでした。 は珍しく、そのフランクな感じは、 ズボンという出で立ちで現れました。当 きましたという感じで、ポロシャツに半 伊佐さんはゴルフをして 田舎

市民運動の先頭に立つことになり、「陪 裁判を体験され、それについて書かれた 審裁判を考える会」を設立することにつ 本において陪審裁判を実現しようという 『逆転』によって大宅壮一ノンフィクショ のように、沖縄において、ご自身が陪審 ン賞を受賞されたことが契機となり、日 伊佐さんについては、どなたもご存

「陪審裁判を考える会」が大学の教員

民をつなぐ、クッションのような連結部 佐千尋という人物の人柄が大きな役割を め、一般市民や学生など、多くの人々が になっていたと思います。 担っていたと思います。専門家と一般市 集まるようなものになった背景には、伊 や法曹関係者やマスコミ関係者をはじ

ておられました。 生などと、「飲みニケーション」をとっ マスコミ関係者をはじめ、一般市民や学 に集ってきた大学の教員や法曹関係者や 人でしたから、「陪審裁判を考える会 伊佐さんはお酒やアルコールの大好き

どをいただいたこともありました。 ンをされて返礼をされました。ワインな たというお手紙とともに、ご著書にサイ 佐さんはだれだれさんと一緒に飲みまし さんにお届けしていました。すると、 神前にお供えするために製造していた 「白貴」というどぶろくを、 わたしは、近所の、造り酒屋が特別に 毎年、 伊佐 伊

をされていました。今回の司法改革は 伊佐さんはずっと裁判員制度には反対

官が行うのがよいか、市民が行うのがよ

な欠陥を温存している。事実認定を裁判

いかという問題ではなく、

国民の自由と

あり、市民のためになっていない、市 ながら、「裁判所に都合の良い制度」で 市民のための司法改革」であると言い

判決すらが多数決で決定されてしまうと 時に、より重大な影響を社会に及ぼし 刑の判断を区別していないという構造的 これまでの裁判と同じく、 強い裁判官を相手にして、評議において 判官3名と一般市民である裁判員6名の 可欠の政治制度であるというトクヴィル 民の自由と権利を守る制度になっていな いう恐ろしい制度である。裁判員制度は れしまうということ、そのうえ、死刑の しかも、多数決で有罪か無罪かが決定さ れでは民意を反映することはできない 合議制であり、一般市民が専門家意識の の指摘を重視したい。裁判員裁判は、裁 民主主義が適正に機能していくうえで不 主体的な判断を下すのは困難であり、そ 陪審制が優れた司法制度であると同 事実認定と量

人権にかかわる根幹的な問題である。

るという内閣府の発表したデータをあげ 市民参加に消極的な一般市民が78%もい にもかかわらず、本来ならば歓迎すべき 最高裁が巨額の税金を使って宣伝した 疑問を呈していました。

張され、 国民の意見に耳を傾け、国民的議論を経 対されていました。 不賛成の理由を政府は直視すべきです」 でないのは、こんなものを次世代に残し です。一般大衆が、裁判員制度に積極的 てよいか、不安だからだと思います。不 た制度なければならないのは当然のこと (「裁判員制度はなぜ不評か」より) と主 人気の理由は考えればわかることだし、 「国民の人権を守る制度なのですから、 裁判員制度には終始一貫して反

次のように伝えています 毎日新聞(2018年5月 19 日)は、

取り除く取り組みを検討すべきだ』と話 詳しい識者は『最高裁は候補者の不安を 辞退率も過去最高の66・0%。 年間の出席率は過去最低の63・9%で、 向に歯止めがかかっていない。 出席率低下や、裁判員の辞退率上昇の傾 制度で、裁判員選任手続きへの候補者の 「11日で施行から9年を迎える裁判員

伊佐さんが裁判員制度に対して述べて

かれてはいません。いた不安の要因は、今も、まだ、取り除

ものですし、もちろん、取り調べに弁護 いません。 士が立ち会うことはほとんど保障されて の接見交通権の実現はまだまだ不十分な も実現されていません。そして、 いませんし、取り調べの全面的な可視化 のです。いまだに代用監獄は廃止されて 行中の司法改革は、まだまだ不十分なも によって、全容はほぼ解明されています。 次郎さん、渡部保夫さんその他の人びと みについては、青木英五郎さん、後藤昌 で、日本の司法の「えん罪を生む」仕組 くのえん罪があるのでしょうか。これま も優れた憲法がありながら、なぜ、数多 「裁判員裁判」に代表される、 日本には、「日本国 憲法」というとて 弁護士 現在進

なく、 確立。 況の全面的可視化、 監獄の廃止、ミランダ・ルールの確立 警察については、 実現すべき喫緊の課題です。 合いのない取り調べの禁止、取り調べ状 勾留期間の欧米並み短縮、 あります。また、報道機関にもあります。 えん罪を生む原因は、警察ばかりでは もちろん、検察にも、 検察については、証拠の全面開示 上訴権の廃止などが、早急に 別件逮捕の禁止、 早期保釈、 弁護士の立ち 裁判所にも 裁判所と報 黙秘権の 代用

> たいと思います。 法殺人』(影書房)を参照していただき 道機関については、詳しくは、拙著『司

わたしは伊佐さんから一度、叱られたことがあります。ある人の出版記念会において、わたしは久しぶりに会った知人と話し込んでしまい、伊佐さんのスピーチが始まったことに気が付きませんでした。伊佐さんはわたしが話していることに気づくと、スピーチを中断して注意をされました。

伊佐さんは短いスピーチでも、長時間の講演でも、きちんと講演原稿を書いて、それを読み上げる人でした。ですから、フランクな人柄でもありながら、とても生真面目な人柄でもありました。わたしなどは、短いスピーチでも、長時間の講演でも、メモなど、それなりの準備はしますが、講演原稿を読み上げるようなことはしません。伊佐さんには、慎重なところがあったのだと思います。

近視眼的になっていたと思わずにはいら訳ではありませんが、先入観にとらわれ、憲法を忘却したり、軽視したりしていた

れません。

れたしは「陪審裁判を考える会」に 入ったのは、冤罪を防止するという目的 があったからでした。しかし、この「会」 を通して学ぶうちに、陪審制は主権者で ある国民が司法に参加する制度であると いう認識を得るようになりました。

審事件について調査研究をし、どうのよ私たちは、これまで、えん罪事件や再

究をし、考察すべきであったのだ、と。 のかについて考察するとき、「無辜の不 処罰」という観点に依拠してきました。 そして、それについてまったく疑問に思 わないできました。しかし、それでは不 十分であったということに、わたしは最 近になって気づきました。まず、日本国 憲法にもとづき、三大原則のひとつであ る「基本的人権」の保障を最優先とし、 それに加えて「無辜の不処罰」、「疑わし さは被告人の利益に」に依拠して調査研 をたし、考察すべきであったのだ、と。

十分です。

えん罪を防止していくには、まだ、
現されてはいませんが、被疑者国選弁護
動裁判官制度を含む)などが必要不可欠
がす。しかし、それでも、まだまだ、不

の意味での民主主義を実現していくこと 参加することを目指すものであったと思 かます。冤罪を防止することはとても大 事なことですが、伊佐さんによって、主 を 者である国民が司法行政に参加し、真

にされたからです。がとても大切であるということが明らか

し、研究も進んでいないようです。民事し、研究も進んでいないようです。民事し、研究も進んでいないようです。民事社会生活の中で民主主義が成熟していくためには、市民が立法にも、司法にも、ためには、市民が立法にも、司法にも、方政にも参加していくが必要不可欠です。伊佐さんはその端緒を開いた人であり、「種をまく人」であったと思います。の、「種をまく人」であったと思います。のが、「種をまく人」であったと思います。のが、「種をまく人」であったと思います。

「陪審は人々に私事以外のことに専念させるように強いることによって、社会のかびのようなものである個人の自己本位主義と闘う。/陪審は驚くほどに人民位主義と闘う。/陪審は驚くほどに人民は陪審の最大の長所だとわたくしには思は陪審の最大の長所だとわたくしには思は陪審の最大の長所だとわたくしには思いがある。」(210ページ)

力をされ続けたのだと思います(3頁へ)る会」を作り、陪審裁判実現のために努る会」を作り、陪審裁判を考え、「陪審裁判を考えい。だがら、といいのでは、この陪審制のもつ教育効

『逆転』を読み直す

飯 室 勝 彦

思ったのである。 ようなこの本をあらためて読み直そうと コリを払った。伊佐千尋さんの訃報に接 本棚から『逆転』を引っ張り出してホ 陪審復活論者にとってバイブルの

認めようとしなかった。「中途半端だ」「陪 ないかと考えた。 言の理由をもっと深く理解できるのでは た。『逆転』を熟読することで、その遺 陪審復活は伊佐さんの遺言のようになっ 審制でなければダメだ」と言い続けた。 伊佐さんは亡くなるまで裁判員制度を

会」を立ちあげた私たちの目標はもちろ 参加」などを旗印に「陪審裁判を考える ん「陪審制復活」だった。 三六年前、「冤罪防止」「司法への市民

て、「夢のようなことを・・・」と軽く 編集部に陪審制に関する特集を提案し を前に日弁連の機関誌『自由と正義』の 剣に考える人は極めて少なかった。発足 当時、法曹界でも市民の司法参加を直

次々に冤罪が発覚し、 裁判官裁判の

> なか得られなかった。市民参加を求める ならず、陪審復活の現実的手応えはなか つかないという事情もあった。 人々の議論も「陪審か参審か」で決着が よる司法の民主化を主張する声は大きく 限界が浮き彫りになっても、 市民参加に

た。妥協と言えば妥協である。 る会に衣替えする」という戦略からだっ 究し力をつけ、賛同者を増やして復活す る会」になったのは、そうしたなかで「研 会名が「復活する会」ではなく「考え

たが、審議会が提案したのは陪審と参審 を折衷した裁判員裁判だった。 見書を送り陪審裁判の必要性を訴え続け まった。考える会では審議会に資料や意 それから幾星霜、司法改革審議会が始

佐さんには不本意だったようだ 実現したことで安心してしまった観もあ が広がった。曲がりなりにも市民参加が 前進を目指せばよいとする妥協的雰囲気 ステップに陪審復活へ向かってさらなる 関係者の間には新たに生まれた制度を あくまでも陪審制復活を主張する伊

ジャーナリスト

を先に書くと明確な答えは得られなかっ できないのか、『逆転』再読で伊佐さん 心中を探ろうと考えたのだが、結論 それにしてもなぜ「一歩前進」と評価

0

感などさまざまな影の部分にも触れてい 見が及ぼす影響、陪審員の倫理観、責任 線、積極的姿勢が読み取れるが、この作 刑事裁判の実態なども詳細に調べ批判的 思いが伝わってくる。日本の刑事法規 る。 のではない。たとえば人種的、民族的偏 品は陪審制の光の部分だけを描いている に書き込んでいる。陪審制への肯定的視 作品からは陪審制への伊佐さんの熱い 決して陪審讃歌ではない。

判の透明性だ。 がある。伊佐さん自身が体験した陪審裁 しかし再読であらためて痛感したこと

は していて、入手するまでに紆余曲折は のような形で残されていた。記録が散逸 ターが音声で説明し、それがソノシート あったが、裁判の進行を法廷レポー 評議の秘密など刑事裁判に特有の制約

> 鎖性とは大きな違いである。 ちが詳しく具体的に知ることができた。 か、この事件はどう裁かれたのか、私た かったからこそ伊佐さんの傑作が生まれ あったものの、とにかく審判の内容が分 法曹三者だけで行われる専門家裁判の閉 陪審裁判とはどのように行われるの

すことができたのも、この透明性があっ たからだ。 因の特別説示などに伊佐さんが疑問を呈 裁判官による誘導とも言える予備的訴

れた。 強まることが期待されたが期待は裏切ら 判員裁判では市民参加によって透明性が 訴訟記録さえプライバシーその他の理 で開示されないことが多い。 従来の日本型専門家裁判では確定後 新制度の裁 由

かチェックのしようがない。 法改革審議会の報告書)が実現している 知られることはない。評議の場における けば審理、 はもちろん、 分がベールに包まれてしまった。裁判員 を検証できず、「裁判官と市民の協働」(司 裁判官や裁判員の言動、 は厳しい守秘義務を課され、評議の内容 公開で行われ、裁判の骨格とも言える部 争点整理手続きが法曹三者だけで、 議論の内容もほとんど外部に 公開法廷でのやり取りを除 証拠の評価

陪審制にも問題点があることを十分認

大前提だからである。
大前提だからである。
大前提だからである。
大前提だからである。
大前提だからである。
大前提だからである。
大前提だからである。

とって本意ではなかっただろう。
が含まれている。沖縄差別への憤りだ。
多くの読者がそれを見逃し、陪審のバイタにの意まれている。沖縄差別への憤りだ。

作中には沖縄の人たちに対する米民政府、米軍の不当な蔑視、差別などが頻繁 に出てくる。加害者とされたのは沖縄青 年たち、事件の被害者は米兵という事件 の構図を下敷きに不十分、不公平な捜査 の末に訴追され、陪審が無罪の評決をし たのにアメリカ人の裁判官は強引な法的

米側高官は沖縄人の企業経営者に無理難題をふっかけ、言うことを聞かないと嫌がらせをして決定的打撃を加える。「当時の社会、米民政府の体質を窺う」(「あとがき」から)エピソードふうにではあるが、異民族支配の実態が随所で紹介さるが、異民族支配の実態が随所で紹介されている。

にとられ、米軍の世界戦略の中で重要な沖縄はいまだに広大な面積を米軍基地

地位協定のもと、さまざまな面で事実上んでいる。米側に有利な日米安保条約、半永久的な新基地の建設が急ピッチで進

はいまなお過去の話になっていない。放、伊佐さんによる四一年前の課題提起司法の民主化・透明化と沖縄の基地開

の「異民族支配」が続いている。

事実上 2018年条約、 陪審裁判を考える会記録

●陪審裁判を考える会3月例会 ●陪審裁判を考える会3月例会

●陪審裁判を考える会4月例会 ・ 日時:4月21日(土)13:00(開場)~ ・ 場所:青山学院大学17号館904号室 ・ 講師:平山真理教授(白鷗大学) ・ しての位置付け――今市事件か ・ ら得られた課題を明らかにし、 ・ ら得られた課題を明らかにし、

日時:6月30日(土)14:00(開場)~●陪審裁判を考える会6月例会

場所:青山学院大学17号館904号室

講師:森野俊彦さん(弁護士)

テーマ:「最近の再審に関わる決定につ

いて」

●陪審裁判を考える会2018年合宿 場所:神奈川県足柄市「魚山亭やまぶき」 テーマ:懸案の沖縄陪審の翻訳が一応完 了したことを受け、来年の裁判 員制度10周年に合わせて出版を 考えるため、福来寛さんの来日 たらわせての夏合宿

●陪審裁判を考える会9月例会 場所:青山学院大学17号館 10階ディス日時:9月29日(土)18:00(開場)~

テーマ:「検証・裁判員裁判」

講師:竹田昌弘さん(共同通信)

伊佐千尋さんを偲ぶ

滝 \blacksquare 清 暉 陪審裁判を考える会事務局

だったので心配はしていましたが、突然 知ったので特に驚きました。 の新聞報道によって亡くなったことを たときは、既に電話に出られないよう なったとき、伊佐さんのご自宅に電話し んが亡くなりました。庭山さんが亡く が会の三代表の一人であった伊佐千尋さ 昨年の庭山英雄さんに続き、かつてわ

その信念を曲げることのない、 も拘束されない真の自由人であったと思 たと、あらためて寂しさを感じました。 のお話に、これで三代表全てが亡くなっ おり、お孫さんとも話ができたとの奥様 週間ほど前までは、意識がしっかりして が済んでしまっていました。亡くなる一 ご自宅に電話したときは、既に家族葬 伊佐さんは、 信念の強い人で、決して 何ものに

思い起こしますが、それと共に、伊佐さ んが自由人であることを支えてきた力 伊佐さんと言えば、「逆転」の小説を ワインにあるのではないかと思わせ ワイン好きだったことを思い出し

> 夏の合宿にその一部を持って来て、皆に 以上収めてもらうんだよ。」と言って、 ふるまうのが常でした。 パートと契約して、ワインを150万円 ですが、ワインは特別で、「僕は毎年デ アルコールは何でも好きであったよう

ければだめだと言って落胆し、例会にも は解散だというようになりました。 出られなくなり、「陪審裁判を考える会」 は、裁判員制度の導入に対し、陪審でな そんな、豪快なところのある伊佐さん

る資格がないという主張だったように思 だったのかどうか、はっきりしないとこ 沢さんの3人で、伊佐さんと新宿で飲み あり、我々残ったものには「陪審」を語 いう希望を失った絶望感に基づくもので ろもありますが、新たな陪審制度導入と しました。これが、我々を鼓舞するため したところ、伊佐さんは強く解散を主張 会を持ち、今後の考える会について相談 くなったころ、私と福来さん、それに黒 庭山さんも高齢になり、例会に出にく

判を考える会」の名称を使って欲しくな もらうことができ、散会しました。 らえたと思います。ご自分の、「陪審裁 を諦めたわけではないことを理解しても いとの主張を、 きず色々議論する中で、我々が陪審制度 この主張に対しては、3人とも納得で しぶしぶながら撤回して

今にもなくなりそうな気弱さを感じたこ もう一軒行かないかと誘われました。私 とを思い出します。 に目処をつけられなかった。」と言われ、 たいことがあるといって話されたのは、 お断りすると、実はちょっと話しておき も若くはないので、翌日のことも考えて たので、二人で歩くうち、伊佐さんに、 自分が生きている内に陪審制度の実現 私と伊佐さんは帰る方向が同じであっ

「癌で先がないんだ。」と言われ、驚きま すから、そんなことは分かりませんよ。 どうかしたんですか?」と尋ねたところ、 で異常を感じ、「今は寿命も延びていま 強気の伊佐さんしか見てこなかったの

はなく、失望させてしまったように感じ たとの報に接するまでそのことを忘れて れてきましたが、私にはそれに答える力 いましたが、予告された通りだったよう 伊佐さんからは、何度も発破をかけら 申し訳ないことに、亡くなっ

くない、寂しさを禁じ得ません。 ています。 元気な伊佐さんが亡くなったとは思いた まあ、色々ありましたが、やはりあの

思います。しかし、我々は完敗したので 同じことが、『陪審裁判を考える会』の 戦法が正直すぎ、甘かったと思います。 あり、裁判所の狡智の前にはあまりにも もとに僕の本を抹殺しようとしたのだと として、大袈裟に言えば明らかな意図の という文字を国民の脳裏から遠ざけよう とは似ても似つかず、市民参加のかけら 運動についても言えるでしょう。」と書 も生かされていません。裁判所は『陪審 んには、「裁判員裁判は陪審による裁判 後藤さんを偲ぶ寄稿文の中で、伊佐さ

訟にも拡大しようと言う新しい動きが 加を、刑事裁判に限らず、民事・行政訴 くなりましたが、最近、 偉大なエネルギーを持った三代表は亡 司法への市民参

かれました。

いう気がしています。者に対する、供養になるのではないかと

伊佐さんの叱咤激励を感じながら、「や亀の歩みでも良いのではない、長続きする、

伊佐さんのご冥福をお祈り致します。

伊佐千尋さんを偲んで

3 見 優 新潟陪審友の会

年12月) 1「新潟は初めてです・・・」(1986

過ごしたものです。

新潟陪審友の会の設立総会で記念講演をお願いしました。そのとき伊佐さんは初の新潟来訪でしたが、その後多彩な人たちを連れて何度も来られ、いつも酒席たちを連れて何度も来られ、いつも酒席

175頁―「私と陪審制度」) 1998年)に再録しました。(同書 民の手に裁判を―陪審制度」(尚学社・ 記念講演の記録は当会が編集した「市

「陪審裁判を考える会」代表2 沖縄陪審員、作家、ワインとゴルフ・・・

録映画「阿賀に生きる」(佐藤真監督) 私は新潟水俣病事件をテーマとする記

取調過程、

証拠の収集・評価、

裁判所と

受賞)。 受賞)。

3 政治制度としての陪審――司法権が 前記の伊佐さんの講演録(「私と陪審 前記の伊佐さんの講演録(「私と陪審 簡された内容の大部分は30年以上経った 今も適切だと思います。逆に言うと、わ が国の刑事司法制度の改善があまり進ん でいないことに驚きます。

伊佐さんの指摘―ミランダ・ルールと者らが登場しており、引き続き「冤罪」者の再審請求をされています。 乗件の再審請求をされています。

として宿題ですね。れた私たちがどうするのか、それが依然警察・検察、市民の意識など―を、残さ

の車輪以上のもの」

伊佐さんが書かれています。無辜なる 市民が司法権を行使することの真意味に ついて、多年にわたる人間社会の歴史経 験から人類の英知として掴み取った政治 験がら人類の英知として掴み取った政治

がら、ふとそう思いました。を制度をみることが大事なのではないかを制度をみることが大事なのではないかと、伊佐さんの人柄を偲び本文を書きなど、伊佐さんの人柄を偲び本文を書きない。

にしてはその姿を思い出しています。贈られた妻と私は、伊佐さんの名前を口メオ ブローチ」を見るたびに、今でも、伊佐さんからプレゼントされた「カ

伊佐千尋さんの思い出

五十嵐二葉

伊佐千尋さんと出会ったのは、日本テレビのイレブンPMという番組だった。 深夜のアダルト番組だったが、シリア なテーマも深く取り上げる番組で、今 しまったのは、日本テレビのイレブンPMという番組だった。

89年ごろだったと思う。

のを作ったので、あなたも入って、と言めとで、日本にも市民参加の裁判制度があとで、日本にも市民参加の裁判制度があとで、日本にも市民参加の裁判制度があとで、日本にも市民参加の裁判制度がある。

われて入った。

伊佐さんは陪審制の実現を目指して会の費用を負担するなどして会を発展させの費用を負担するなどして会を発展させの費用を負担するなどして会を発展させの費用を負担するなどして会を発展させようとしていた。

たと思う。

私には、もっとも、という思いがある。 伊佐さんの陪審にかける思いを見てきた のメンバー達が、それに抵抗もせず、む られていくこと、 りに、メンバーの中には反発があったが、 える会」の名前を使うな、という彼の怒 いがあったことだろう。 しろそれに乗っていくことに耐え難い思 れるかと思われる制度がずるずるとつく は違う制度、市民参加の本質が損なわ から裁判員制度・刑事検討会と、陪審と 2001年の司法制度改革審議会意見書 この伊佐さんの情熱を思え 「陪審裁判を考える会」 「陪審裁判を考 ば

のは、人間に対するほとばしる愛情だっ容赦なく非難したが、その根底にあったい。意見が違うと顔を真っ赤にして怒り思うところにまっすぐに向かっていき、

で子息をなくされたとき、私ももし自分の息子が死んでしまったらと思うと、 分の息子が死んでしまったらと思うと、 かきながらだった。伊佐さんは感極まった。 する前に「いい?」と聞いてからしてきする前に「いい?」と聞いてからした。 する前に「いい?」と聞いてからしてきたことが日本人なんだな、とほほえまし

た。 また一緒に市民参加の運動をしたかっ

悔やまれる。「陪審の会」のありようなどから、そ

活を「一生幸せでした」と言われたことる機会があった。奥様が伊佐さんとの生4月の「偲ぶ会」で、奥様とお話しす

伊佐さんは熱情の人、直情の人だった。

この経緯にも表れているところだが、

思った。 てもらえる人が何人いるだろうか、とが感動的だった。死後に妻からそう言っ

人の評価は「棺を覆って定まる」と言われる。ただ、そうなってもひとりの人間の全貌は、外部からの目だけでは半面間の全貌は、外部からの目だけでは半面的だ。その人が家族にとってどういう存在だったのか、という外部からは陰になっている半面が合わさって、人物像が立体的になる。その人のありのままの真面が見えるのではないか。奥様の言葉から、私の伊佐さんの人物像が完成したと感じるこの頃である。

伊佐さんを偲んで

森野俊彦 弁

○ もう20年近く前のことになるが、東京を離れての本会の合宿に参加したときのことである。既に議論が始まっていた会場にたどりついたところ、ある紳士が本会の創設者の一人である伊佐千尋さんであることがすぐ分かった。ずいぶん前にデビュー作といってよい「逆転」を読んで、陪審制度に興味を覚えた私にとって、著者その人のお顔を身近に見て感激し、少なからず興奮してしまった。

その後の休憩の折に、私が現職の裁判官であり、かつ、大阪の「陪審制度を復有であり、かつ、大阪の「陪審制度を復知所を信用していないが、陪審裁判を復当にようと闘う裁判官は同志である。」とおっしゃり、お互い意気投合して握手とおっしゃり、お互い意気投合して握手とおっしゃり、お互い意気投合して握手でしてしまった。その時の手の力強さをいまだに忘れることができない。

○ 伊佐さんが「裁判官を信用しない」

うか。 といってよい内容で、そうした体験を経 因で起訴されていた陪審裁判で、 らないと骨身に感じられたのではなかろ が実刑、1人が執行猶予という「再逆転」 は、伊佐さんの予想に反して重く、3人 だし傷害は有罪という評決に「逆転」し 奮闘の甲斐あって、傷害致死は無罪、 青年が2人の米兵に対する傷害致死の訴 りであろう。周知のとおり、 て、伊佐さんは、およそ裁判官は信用な ん有罪に傾きかけた評議を、伊佐さんの しかしながら、裁判官の出した判決 4名の沖縄 いった た

顾になっていたが、裁判員裁判を受け入○ その後、日本は、陪審制度の復活をで、折りに触れ、「私は最後まで陪審をで、折りに触れ、「私は最後まで陪審をで、折りに触れ、「私は最後まで陪審をで、折りに触れ、「私は最後まで陪審をで、折りに触れ、「私は最後まで陪審をがよっ」といわれ、裁判員裁判に対しては厳しい批判を投げつづけられた。現

れた者に対しては容赦しなかった伊佐さんも、私に対しては容赦しなかった伊佐さんも、私に対してはそれまでのおつきあさった。そして、晩年は、大阪の復活する会によく来られた。復活する会が「陪る会によく来られた。復活する会が「陪る会によく来られた。復活する会が「陪る会が始まって早々に伊佐さんからワインがまわってくるのには正直驚き、豪放な伊佐さんにも満たされぬ思いがおありなのかなと推測した位である。

○ 伊佐さんは、これも承知のとおり、多くの著書を出されているが、そのなかのひとつに「目撃証人」という作品がある。これは、有名な「遠藤事件」を題材があるのだが、特に、バス運転者の、被があるのだが、特に、バス運転者の、被があるのだが、特に、バス運転者の、被があるのだが、特に、バス運転者の、被者を目撃したという供述について、担当者を目撃したという供述について、担当者を目撃したという供述について、担当者を目撃したという供述について、担当者を目撃したという供述について、

脚本をみてもらおうと思っていたが、お 考にしてこれを脚本にして、復活する会 けが心残りである。 渡しする機会を失してしまった、 郎の歌が流れていたというような工夫も めに、ちょうどその時ラジオから鳥羽 が現場にさしかかった時刻を特定するた れはひどい」と思わざるをえなかった。 私も裁判の内容を知れば知るほど、「こ 佐さんがいわれた「裁判官は信用できな 償請求が提起されたりした。まさに、 合でこられなかった伊佐さんに、いつか してみた。)、それなりの評判を得た。都 い」を裏付ける恰好のテーマなのだが 高裁での破棄・無罪判決確定後、 点を有罪結論に合うように認定した点な 私は、 「陪審セミナー」で取り上げ 裁判官の有罪志向が問題となり、 無謀にも、伊佐さんの著作を参 (被告人 それだ 最

伊佐千尋さんと国民の司法参加

四字 啓 弁護士

得力とリアリティを持っていた。 う。従来の日本の刑事裁判が制度として 伊佐さん(「陪審裁判を考える会」のマ 満10年を迎える。一般の国民が主権者と からに他ならない。 力を持ったのは、伊佐さんが中心にいた おいて司法への国民参加の主張と運動が に経験された伊佐さんでなければない説 改革案は、復帰前の沖縄で陪審員を実際 と、これらに対する陪審制度導入という 本質的に持っていた様々な問題点の指摘 なしにはまだ実現していなかったである ナーとして「さん」と呼ばせていただく して刑事裁判に参加する制度は、 来年2019年、 裁判員制度は施行後 日本に 恐らく

伊佐さんは「陪審裁判を考える会」の の原稿を次のように締め括っている。— の原稿を次のように締め括っている。— 今、日本政府としても陪審を望む国民の 声をいつまでも黙殺するわけにいかず、 必ずや対応を迫られることになるだろ 必ずや対応を迫られることになるだろ。」—予言は的中した。

> 眠っている自覚を呼び起こし、自分たち 以上に重要な人民主権のシステムである 年3月)には「政治制度としての陪審 てくれた。「陪審裁判を考える会」創設 校」と述べている。 の権利について教えてくれるのがこの学 体であり主権者である、という心の中に に当たる機会を与え、自分こそ国政の主 心な市民にも、自らの手で公権力の運用 点に着目すべきだろう・・・法律に無関 政治制度であり、優れた司法制度である と題して、「陪審はまず何よりも第一に 10周年を記念する会報7号(1992 なかった多くのことを日本社会に伝え 伊佐さんは陪審員の経験から学び取っ いや陪審員経験者でなければ学び得

評議に3日の合計わずか11日間の陪審員でいる学校のようなもの」と述べた陪審はついて学ぶ、無料の、いつも公開されている学校のようなもの」と述べた陪審が、が、上のでがである。伊佐さんはこの学校のようなもの」と述べた陪審が、上ので学校」とは、もちろん、トック

のである。
のである。
としての経験によって、ゴルフとワイン

私がアメリカ留学で目の当たりにしたのも、陪審制度の透明な刑事手続とともに、政治制度としての意義であった。そして、国民が統治主体として司法にも参画する制度として導入された裁判員制度においても、すでに6万人を超える裁判においても、すでに6万人を超える裁判員経験者の中に伊佐さんと同じ経験を語る人々が出てきている。

伊佐さんの『逆転』が初めて刊行されたのは1977年、同書が第9回大宅1978年、そして「陪審制度を考える会」が発足したのは1982年である。私が、伊佐さんと『逆転』を知ったのは、弁護士登録翌年の1982年に私が所属弁護士登録翌年の1982年に私が所属会報創刊第1号が届いたことによってである。する事務所に「陪審裁判を考える会」のもった。すぐ例会に入れてもらい、そのあった。すぐ例会に入れてもらい、そのあった。すぐ例会に入れてもらい、そのあった。すぐ例会に入れてもらい、そのあった。すぐ例会に入れてもらい、そのものは、

頼されたことであった。 庫に入るにあたり、「解説」の執筆を依国民参加に導いた『逆転』が岩波現代文嬉しかったことの1つは、私を司法への謦咳に接することとなった。私にとって

伊佐さんの議論と運動は、常に愉しみながら行うというものであった。それは要するに酒と共にあったということだが、そのことが運動に柔らかさと広さを与えてくれていたように思う(「考えてばかりいる」と批判もされはしたが)。そしてその場にはいつも、奥様の邦子様そしてその場にはいつも、奥様の邦子様

日本の刑事裁判への国民参加は、陪審制度ではなく裁判員制度という形になった。そして伊佐さんは裁判員制度に対して厳しいご意見をお持ちであった。しかを果たしてまた市井に戻るという陪審制度の本質の重要な部分は、裁判員制度の生命として採用された。そのことが、伊佐さんも主張しておられた刑事手続にもたさんも主張しておられた刑事手続にも大きな変革をもたらしていると私は観察

に収録された対談であった。対談の終わ度は刑事裁判を変えるか』(2006年)討論する機会に恵まれたのは『裁判員制

り近く、伊佐さんはこう述べてくださった――「四宮さんと僕はけんか別れしたとみんな言っているということも僕は言っていない。彼は彼の道を行き僕は僕の道を行く、と言っているだけで、結局行かんとしているところは同じでしょう」。その通りである。

て、追悼の辞とさせていただく。合掌展のために見守ってくださることを祈っ質に沿った裁判員制度の健全な定着と発質に沿った裁判員制度の健全な定着と発

倍ん 沖縄、アメリカ、

福 来 寛 カリフォルニア大サンタクルズ校

伊佐千尋さんと初めてお会いしたのは1996年、熱海の「陪審裁判を考える会」の合宿でした。その後、毎年参加した熱海合宿では、会の創始者である伊佐さんを含め、錚々たるメンバーと直接おさんを含め、錚々たるメンバーと直接おさんを含め、錚々たるメンバーと直接おさんを含め、錚々たるメンバーと直接おさんを含め、錚々たるメンバーと直接おさんでも伊佐さんは市民の司法参加制度の歴史的・社会的意義について熱く語られていました。彼が書かれた「逆転」に出会ったのもその時です。

個人的に合宿以外で会う機会にも恵まれました。伊佐さんの紹介で、「陪審制度を復活する会」が支援する大阪ラジオ度を復活する会」が支援する大阪ラジオのもその頃でした。

パスワンの注文を受けたことがありま進者であると同時に、優れた美酒家・美食家でもありました。会うたびに趣向を食家でもありました。会うたびに趣向をした。また、ある時は伊佐さんから個した。また、ある時は伊佐さんは、陪審裁判導入の熱心な推

最後にお会いしたのは震災前、新宿駅つけて、大阪で伊佐さんに渡しました。ショップを駆けずり回り、やっと一本見ショップを駆けずり回り、やっと一本見す。サンタクルズのワイナリーやワイン

でした。その時も伊佐さんは美味い焼酎でした。その時も伊佐さんは美味い焼酎でした。その時も伊佐さんは美味い焼酎さんと分けて飲んだのを思い出します。一度、横浜中華街の有名レストランに招待された折には、帰国してすぐだったこともあり、不覚にも、お酒を飲んだあと15分くらい座ったまま、いびきをかいと15分くらい座ったまともあります。

一番思い出深いのは、2度目に横浜のの政治や文化の架け橋として活躍されたの政治や文化の架け橋として活躍されたの政治や文化の架け橋として活躍されたの政治や文化の架け橋として活躍されたの政治や文化の架け橋として活躍されたの政治や文化の架け橋として活躍されたの政治や文化の架け橋として活躍されたの政治や文化の架け橋として活躍されたの政治や文化の架け橋として活躍されたの実

伊佐さんの実父は、日米両国で活躍した政治画家・絵本作家として有名な八島た政治画家・絵本作家として有名な八島日本帝国主義に反対する社会運動に加わり、その後、特高に数回逮捕され、そのり、その後、特高に数回逮捕され、その年に絵画勉強と称してアメリカに逃亡、年に絵画勉強と称してアメリカに逃亡、年に絵画勉強と称してアメリカに逃亡、年に絵画勉強と称してアメリカに逃亡、李通じて、日本政府の反帝国社会主義運動家への虐待や拷問を詳細に述べていま動家への虐待や拷問を詳細に述べていま

カで次々と日本文化を背景にした独創的やビラ作りに奔走します。その後アメリ自害ではなく「生きろ」と降参を促す絵洋戦争末期の玉砕間近の日本兵に向けて米国で日本の真珠湾攻撃を知り、太平

本語題はカラス太郎)」「Umbrella(雨傘)」ではフランス・デヴィユ国際美術のではフランス・デヴィユ国際美術展グランプリを含む多くの国際的な賞を取りました。ご年配の米国人に Taro Yashima を知らない人はいないでしょう。

Pebbles 米国では名俳優として名を馳せました。 の後、多くの映画やテレビ番組に登場 ドで最初に作った人物でもあります。そ 状況を踏まえ、アジア人俳優の労働組合 むアジア系俳優が人種差別を受けていた ジア人で初めてアカデミー助演男優賞に Steve McQueen 主演の映画「The Sand 芸名で多くの映画に出演します。 コ・イワマツ (Mako Iwamatsu) の ノミネートされます。 さらに日系人を含 (East-West Players Guild) をハリウッ 弟の岩松信氏も戦後米国に渡り、 (砲艦サンパブロ)」で、 彼はア 名優 マ

米軍基地に「占拠」された沖縄で、 米軍基地に「占拠」された沖縄で、 米軍基地に「占拠」された沖縄で、 とができない住民の心情を切々と他の で、自らを演じます。 とができない住民の心情を切々と他の とができない住民の心情を切々と他の 大がレイプ・殺傷されても米兵を罰する といできない住民の心情を切々と他の といできない住民の心情を切々と他の

> ない、 開かれ、そこに赴いた伊佐さんと妹の 時に多くの女性が積極的に陪審員として ければならないと力説しています。 に向けた努力をこれからも続けていかな あります。伊佐さんは、陪審裁判の導入 ビューを受けた記事が Japan Times に 米国弁護士コリン・ジョーンズのインタ Momo Yashima さんが同志社大学教授・ 年に八島太郎誕生100年祭が鹿児島で 参加した裁判でもありました。2014 リピン人などが陪審員となりました。同 と民事陪審裁判では、 られました。 滞在した人々全員に陪審員資格が与え 1963年に導入され、三ヶ月以上島に 民主主義の象徴とも言える陪審制度が 米国人、沖縄人、基地労働者のフィ いわゆる「国際陪審」が構成さ 沖縄で行われた9つの刑事 国籍に制限を付さ

> > も逝ってしまいました。

米国 心 ると同時に、 を自らの手で行使すべきだと主張しまし に気がついていない」と断言し、 本人は日本という国家権力の毒の触手 覚にも寝た事件ですが、その後、 人達が主権者そして当事者として、 んにインタビューを続けました。彼は「日 最後に、横浜中華街のレストランで不 そして人それぞれの良識を信頼する 伊佐さんの意見の背景には、 の両国をつなぐ深い絆のDNAがあ 権力体制への徹底した懐疑 日本と 伊佐さ 司法

> 近年、陪審裁判を考える会・創設者が 相次いで他界しました。英国法の巨匠で あった庭山英雄氏が2年前亡くなりまし た。彼もまた国家権力に対し深い懐疑感 を持ち、同時に一般人の良識を強く信頼

陪審裁判を考える会のこれまで足跡を 辿りながら、彼らの思いを、会の歴史的 系譜の中に刻まなければと思います。先 審裁判の復活さらには民事事件での司法 市民参加制度の導入など、今後の活動す べき事項についても、会の皆さんと連絡 を取り、多くの市民団体と連携を構築し ながら、陪審制度導入の実現に向けて活 から、陪審制度導入の実現に向けて活

伊佐さんと陪審裁判を考える会

黒 沢 香 陪審裁判を考える会事務局

・さまざまな合宿

大学に就職した1988年の夏に初めて、私は四宮啓さんに連れられて、山中て、私は四宮啓さんに連れられて、山中間のそばにあるホテル・マウント富士に出かけ、「陪審裁判を考える会」の合宿で、時門の社会心理学の発表をした。伊佐千尋さんはそこにいたはずだが、私が後にかかった病気のせいもあり、まったく記憶に残っていない。かすかに記憶に残っているのは、夜中すぎに富士山の山頂付で登っている人の灯が見えたことである。たしかにホテルから山の上で揺れる。たしかにホテルから山の上で揺れる。たしかにホテルから山の上で揺れる。

それから何年かごとに、忍野村にあったホテルや、熱海のシーサイド・スパーアンド=リゾートに移った。合宿は伊佐さんが仕切っていて、知っている支配人が移動したからだと聞かされたが、ホテルが高級になってきて、考える会があまり合わなくなったのかも知れない。それから伊佐さんの影響から離れ、ホテル・リゾーピア熱海や、(詐欺の舞台となり、リゾーピア熱海や、(詐欺の舞台となり、

官が来たこともあった。それはどこのホ宿が行われた。 無海の岡本ホテルもそうだったが、「K KR沼津はまゆう」は合宿のため、私が 教員だったからである。沼津で合宿を開 かたときには、国会議員が出席してくれ た。後に法務大臣になる人で、夜遅くま で議論したと思うが、その具体的な記憶 がない。そういえば、最高裁判所の元長

それから、横浜の開港記念会館で数回、それから、横浜の開港記念会館で数回、たはずだが、申し訳ないけれど、あまりたはずだが、申し訳ないけれど、あまり記憶にない。伊佐さんもいたはずだが、あまりにないのである。もちろん、事務局にないのである。もちろん、事務局長の滝田清暉さんもいたし、沢田美佐子さんにも、開催にご尽力いただいた。

からは、東洋大学で例会を開いたり、泊まらない合宿をしたりするようになって、5年後に2~3ヶ月ほど病気になった。大学を変わったのが、2004年春た。こうして書いているのだから、後遺症もたいして残っていない。しかし、残症もたいして残っていない。も覚えていないのである。

2. 例会のときどき

積していると思う。

りしないが。考える会はすごい過去を集テルでの合宿だったか、私の中ではっき

できないところである。 また月例会も開かれた。最初は青山学 な表されたと思うが、いろいろと議論が 公表されたと思うが、いろいろと議論が 公表されたと思うが、いろいろと議論が かきないところである。

され、その後、滝田さんが事務局長になったれたか、それとも早稲田大学近くの出版社の会議室か、どちらが先か、記憶がはっきりしない。とにかく事務局長が四はっきりしない。とにかく事務局長が四に、その後、例会は東京新聞の会議室で行

そして私が大学を変わって東京に出て

か、あまり記憶がない。 移った。そこにいたのが何年間になるの でからは、滝田事務所近くの貸会議室に

私が大学を移ったあと、東洋大学で用い例会を開くようになった。最初のころは、松本さんがビデオに撮っていた。私が病気をした後、泊まらない合宿で、松本さんが有名人をたくさん連れてきたというのもある。私が大学を退職したあとは、例会は國學院大学や青山学院大学で開いている。

3. 司法制度改革

12日に答申を出した。それによって、裁判員制度は2004年に法律が成立し、判員制度は2004年に法律が成立し、のあと、「市民の裁判員制度・つくろう会」ができて、陪審裁判を考える会でもほとんど全員が入って運動を盛り上げた。伊佐さんもメンバーだった。実際の裁判員をさんもメンバーだった。実際の裁判員による制度があまり実現しなかったので、がっかりしたのを覚えている。

行ったのかというのが実情である。もちく記憶がない。言われて、そうか一緒に事をし、飲んだという。じつは、まった滝田さん、福来寛さん、そして私で、食

さなかったと思う。 がないというのは、 ろん、このメンバーでは、 不思議である。 でも、 まったく記憶 私はあまり話

裁判員制度と陪審制度

るのは、 ないのである 有罪を認めるときは、 ない。ということは、 州の例外を除いて、 ことである。アメリカの陪審は、 と思う。それは判決に裁判員が関われる さて裁判員制度であるが、 全面的に否認の場合しかない。 有罪無罪しか判断し 陪審裁判が開かれ 陪審裁判は開かれ 長所もある 2 \ \ 3

証人なんかいないのである。 の希望を聞いて、刑期を言い渡す。 しいか、それとも後にしたいか、 独である)はすぐに判決を言い渡してほ める場合は陪審裁判でなく、 アメリカでは通常、 被告人が有罪を認 裁判長 被告人 情状 (単

外もあるが)。 官とともに刑期を決めるのである。 証人がいることもあるし、 の答弁によらず、すべてが裁判になる(例 ところが、日本の裁判員制度は被告人 有罪を認める場合に情状 裁判員が裁判

間が短くなっていることである。だから、 るいは裁判員組織)を組むのがいいので 無罪有罪を争う場合で有罪の時、 て刑期を決めるため、新規の陪審(あ 問題は、 その肝心のところで、 あらた 審議時

5.

あ

ある。 審裁判で有罪であったとき、「後日に」 はないかと考える。アメリカの場合、 量刑のヒアリングを行うのが当たり前で 陪

う。 のまま確定すべきで、検事が控訴するこ 予から死刑まで「幅がある」。(私は死刑 0 とは認められるべきではない。 ここのところを考える必要があると思 反対論者だが、そのことは別の機会に。) れが、わが国ではひとつの罪で、 幅が狭く決められているという。 しかしアメリカでは、 また当然のことだが、 言い渡せる罪刑 無罪評決はそ 執行猶 そ

件 から民事事件、 調査でも政府の判断とはつきり違うし、 断すれば、 断を求めるべきものがあると思う。 めるべきだと思う。 かく、「三権分立」になっていない。 おりというのはおかしいのである。とに 政府が当事者なのだから、政府の言うと や福島の問題も、 そして、 アメリカと同じように、 違う結果になるだろう。 民事裁判のなかで、 とくに国が被告の行政事 裁判官でなく陪審が判 陪審で決 陪審の判 世論 沖縄 だ

ている。というか、行ったことだけを覚 の伊佐邸に れは、 結びに一 いつのことだったか? 「飲みに」行ったことを覚え ―伊佐さんによせて

> からない。伊佐邸もどんなふうになって 何 いたか、ぜんぜん覚えていない。 えている。 1の機会だったのかも、今となっては分 誰と行ったか、何を飲んだか、

方 ちの会には最近、 それは、いかにも伊佐さんらしい 阪の「陪審制度を復活する会」のほうに 審裁判を考える会」のあり方を快く思っ 何回か出席していたようであるが、 ていなかったのかも知れない。 伊佐さんは陪審論者として、 だと言えるかも知れない。 出席していなかった。 実際、 今の 大

東である。 が亡くなった者への、 まだまだ行く道は長い。 成してもらえるかは自信がない。 よう、がんばって行きたいと思う。 で、 いろ述べたが、ここで書いたことに、 伊佐さん追悼の言葉を言おうと、 刑事にも民事にも陪審が導入される 生きている者の約 状況に負けない でも、 それ いろ 賛

陪審裁判を考える会 会報22号

陪審裁判を考える会事務局 滝田 清暉 発行 編集担当 黒沢 香 陪審裁判を考える会HP http://www.baishin.com/ -リングリスト baishin@freeml.com 事務局住所 〒 160-0021 新宿区歌舞伎町 2-41-12 IP 国際技術特許事務所内 岡埜ビル7階 電話 03-5273-7695

郵便振替口座 $0\ 0\ 1\ 4\ 0\ -\ 6\ -\ 5\ 7\ 5\ 0\ 8\ 0$